

志木市立小・中学校 保護者 様

志木市教育委員会学校教育課長

学校再開に伴う新型コロナウイルス感染症予防の約束事について（お願い）

この度は、新型コロナウイルス感染症に伴う学校の臨時休業に御理解・御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

保護者の皆様におかれましては、学校の再開にあたり、児童生徒が安全に学校に登校できるように、下記の新型コロナウイルス感染症予防の約束事に御協力くださいますようお願いいたします。

記

- 1 約束事
  - ・お子様が学校へ登校している間は、連絡がとれるようにしてください。
  - ・お持ちのハンカチ・マスクが汚れてしまった場合に備え、予備を持たせてください。また、登校時に限らず、外出時にはマスクの着用の徹底をお願いいたします。
  - ・水分補給は自分の水筒を使用するようにしてください。
  - ・新型コロナウイルスに感染した場合や濃厚接触者と認定された場合は、必ず学校へ連絡してください。
  - ・検温は、朝夕に行ってください。検温を忘れた場合は、教室に入る前に検温をいたします。
  - ・同居の方が新型コロナウイルスへの感染の恐れがある場合は、学校に連絡してください。
  
- 2 欠席等について
  - ① 以下の症状がみられる場合の自宅休養は、出席停止扱いといたしますので、学校を休ませるようにしてください。  
(発熱、咳、たん、喉の痛み、息苦しさ、だるさ、頭痛、関節痛、味・臭いがしない・倦怠感がある等の風邪の症状がある場合)  
※軽い風邪症状でも、4日以上続く場合は、医療機関、保健所に連絡してください。  
※平熱から1℃を超える場合は、発熱状態といたします。  
※新型コロナウイルス感染症罹患の疑いで欠席する場合は、必ず学校に連絡してください。
  - ② 登校後に一つでも症状がみられた場合は、早退対応させていただきます。
  - ③ 症状がなくなり登校する際には、裏面の登校届を学校に御提出ください。
  - ④ 他の学校感染症（水ぼうそう・おたふく・溶連菌感染症・マイコプラズマ肺炎・手足口病・感染性胃腸炎等）に罹患した場合は、今まで通りの証明書の提出をお願い致します

志木市教育委員会学校教育課  
学事庶務グループ  
保健担当 加藤  
電話 048-473-1111 内線 3121